

(案)

情報通信審議会 情報通信技術分科会
 移動通信システム委員会 特定ラジオマイク作業班（第4回）議事概要

1 日時

平成 24 年 2 月 29 日（水） 15：00～

2 場所

中央合同庁舎第 7 号館西館（金融庁）12 階 共用第 2 特別会議室（1215・1216）

3 出席者（敬称略）

主 任：若尾 正義

主任代理：宮内 瞭一

構 成 員：阿部 健彦、石川 剛、伊藤 博、大川 祐二、小川 一郎、片柳 幸夫、
 栗原 紹弘、佐野 康順、鈴木 雅彦、高田 仁、田中 章夫、田中 英治、
 蔦岡 智、宮前 真二、村上 信高、吉田 英明

関 係 者：斉藤 岳

オブザーバ：岩田 昭光、河内 博司

事務局（総務省）：星野課長補佐、畠山係長

4 配付資料

		提出元
資料 4-1	特定ラジオマイク作業班（第 3 回）議事概要(案)	事務局
資料 4-2-1	1. 2GHz 帯特定ラジオマイクの技術的条件の考え方	事務局
資料 4-2-2	1. 2GHz 帯特定ラジオマイク及び デジタル特定ラジオマイクの技術的条件（案）	事務局
資料 4-3-1	技術的条件に関する要望等について(集約表)	事務局
資料 4-3-2	ホワイトスペース帯変調周波数の変更提案	ゼンハイザー ジャパン(株)
資料 4-3-3	チャンネルセパレーションの変更提案	日本舞台音響家協会
参考資料 4-1	周波数の使用状況	事務局
参考資料 4-2①	1. 2GHz 帯における潜在電界調査結果	事務局
参考資料 4-2②	1. 2GHz 帯及び TV ホワイトスペース帯における 電波伝搬調査結果	事務局
参考資料 4-2③	1. 2GHz 帯特定ラジオマイクにおける BS 中間周波数への干渉検討結果	事務局

5 議事

(1) 前回議事概要の確認

事務局から、資料 4-1 に基づき、説明があった。

- 修正等の意見があれば、3 月 2 日（金）までに事務局へ連絡することとなった。

(2) 1. 2GHz 帯に係る技術的条件に関する検討

事務局から資料 4-2-1、資料 4-2-2、参考資料 4-1、参考資料 4-2①及び参考資料 4-2②に基づき、説明があった。

NHK アイテック岩田オブザーバから、参考資料 4-2③に基づき、説明があった。

主な質疑等は、以下のとおり。

- 資料 4-2-1 の特定小電力無線局の使用する周波数とは、1216MHz～1217MHz、1252MHz～1253MHz ということで良いか。

また、それは資料 4-2-2 の技術的条件（案）の使用周波数帯から、1252MHz～1253MHz を除くということか。

→ 資料 4-2-2 の技術的条件（案）で、1240MHz を越え 1260MHz 以下とあるので、このうちの、1252MHz～1253MHz の 1 MHz 幅を除くということ。

- 資料 4-2-1 の「特段、混信保護値等の共用条件を定めず」とあり、隣接するシステムとも運用面で共用を図ることを考えているのか。

→ ガードバンド設定の検討が必要であるというご指摘があれば、検討する必要があるが、今のところは運用面の考慮で共用可能であると考えている。

- 特定ラジオマイク側に干渉がなければ自由に使って良いように読めるが、特に問題はないのか。

→ 相手方無線局の諸元を把握するのは困難であり、特定ラジオマイク側が回避すれば、十分使用可能と考えられる。

- 資料 4-2-1 の特定小電力無線局が使用している 1252MHz～1253MHz を使用しないという方針になっているが、この理由は何か。

また、共用条件を定めれば、除外する 1 MHz 幅の部分も使える可能性はあるのではないか。

→ 特定小電力無線局は免許不要局であるので、どこで使っているのか、まったく把握できない。

共用条件ということで、離隔距離を設定したとしても、相手方の無線局をどこで使っているのか把握するのが困難であるので、近接して利用される可能性も否定できない。

このような運用状況で特定小電力無線局の場所を特定しながら共用するよりも、特定ラジオマイクは、チャンネル設定により 1 MHz を除きながら運用できるので、あえてこの周波数を使わないとした方が適当と考えられる。

- 検討の結果、資料 4-2-1 の技術的条件の考え方に基づき、資料 4-2-2 の「1.2GHz 帯特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの技術的条件（案）」が確認された。

(3) 技術的条件に関する要望等

事務局から資料 4-3-1 に基づき、説明が行われた。

ゼンハイザージャパン株式会社鈴木構成員から、資料 4-3-2 に基づき、変調周波数の変更（アナログ方式ラジオマイク）について提案内容の説明が行われた。

また、日本舞台音響家協会吉田構成員から、資料 4-3-3 に基づき、チャンネル間隔の変更について提案内容の説明が行われた。

主な質疑等は、以下のとおり。

- ・ 資料 4-2-2 の p. 3 の、周波数偏移±40kHz 以内のものは、帯域幅が 110kHz であるが、変調周波数 15kHz を根拠にしていることはないか。
 - 根拠にしているが、無線設備規則の制度整備の時に別途考慮する。

 - ・ 占有周波数帯幅とチャンネル間隔との関係は何かあるのか。
 - 占有周波数帯幅とチャンネル間隔の関連は特には無い。
なお、考慮が必要になるのは、隣接チャンネル漏洩電力についてである。
チャンネル間隔の細分化については、運用面における柔軟性があがると考えられるので、メリットがあると考える。

 - ・ チャンネル間隔について、インバンドに IM が入っても良いということか。IM が少しずれたものを許容するということか。
 - IM が少しずれたものを許容するという考え方である。
この考え方を実際に適用するには、メーカーによる技術的な裏付けが必要になる。

 - ・ 資料 4-3-1、アナログ方式イヤード・モニターの空中線電力利得の緩和について、無線設備規則には 7 dBi と記載するのか。
 - また、TV 帯ホワイトスペースを使用する無線設備と、1.2GHz 帯を使用する無線設備の両方に適用するのか。
 - 無線設備規則に記載する予定。
また、7 dBi で問題が無いか等をメーカーから意見を頂きたい。
TV 帯ホワイトスペース及び 1.2GHz 帯の両方に適用することを考えている。

 - ・ 空中線電力 50mW に空中線利得 7 dBi となると、干渉距離の検討が必要になるのではないか。
 - 指向性空中線の利得を踏まえた、チャンネル検討が必要であると考える。
- 資料 4-3-1 の要望案については、次回報告書のとりまとめと併せて検討することとした。
また、必要な場合は今週中に資料を事務局へ提出することになった。

(4) その他

次の開催について、事務局から次回作業班は 3 月 6 日（火）15 時 00 分から、行われる旨及び議題は報告書（案）になる旨の連絡があった。